

## 【第14報】新型コロナウイルスの変異株「オミクロン株」感染者に関連する 訪問看護の新たな情報

全国的に新型コロナウイルスのオミクロン株による第6波の渦中にあります。訪問看護ステーションとして、感染を防ぎ利用者の安全を確保して業務を継続することが求められています。また、保健所の支援としての自宅療養者や宿泊療養者への健康観察等や、治療を担う訪問看護の役割も求められています。

現段階における最新情報や通知等をご紹介します。国の方針は日々更新されているので、適宜厚生労働省や政府のホームページでご確認いただく必要があります。

なお、新型コロナウイルス感染症に伴う訪問看護関連報酬の特例措置(臨時的対応)についての情報を整理しましたのでご紹介します。

### 1. オミクロン株の感染者について※令和 4 年 1 月 21 日時点の情報です「4.資料・サイト」6)

オミクロン株の感染が急拡大しています。その中で徐々に特徴が見えてきました。

#### 1)オミクロン株の主な特徴

##### ■潜伏期間

デルタ株等これまでの新型コロナウイルスの潜伏期間は約 5 日でした。これに比べてオミクロン株の潜伏期間は 2～3 日と短く、その分感染拡大のスピードが速まっています。

##### ■陽性確定診断

発熱など有症状の場合には、抗原検査により陽性かどうか確かめられますが、感度は見込めないということです。濃厚接触者の陽性判定は基本的には PCR 検査が適用されます。

##### ■陽性者の症状

発熱が最も多く、次いで咳、のどの痛み等がみられます。無症状の陽性者は約 2 割といわれています。

##### ■重症化

現時点では軽症者が多い傾向にあり、「オミクロン株は重症化しない」という話を聞きますが、これは、若者を中心とした感染拡大によるものという説もあるため、今後高齢者や基礎疾患のある人に広がっていった場合はこれまでのように重症化する人が増加することが懸念されています。しかし、重症化リスクの低い人は自宅療養で軽快する方が多いのも事実です。

##### ■感染伝播の強さと場面

これまでに比べて数倍と言われ、三密・換気不良の場所等でのクラスターが発生しています。

## 2)濃厚接触者・無症状患者(無症状病原体保有者)の扱いの変更

### ■濃厚接触者の外出自粛要請期間の短縮

従来は、感染者との接触後 14 日を外出自粛要請期間としていました。しかし、オミクロン株の潜伏期間の短さを科学的見地から検討し、10 日間としたところですが、政府は社会的機能維持の目的もあり、さらに短縮して7日間と変更されました(1月28日)。「4. 参考資料・サイト」7)

新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について  
(改正部分)

今般、科学的知見や専門家の意見を踏まえ、濃厚接触者の待機期間について、

- ・原則、7日間で8日目に解除
- ・社会機能維持者の方は、2日にわたる検査を組み合わせることで、5日目に解除という取扱いといたします。

ただし、10日間を経過するまでは、検温などご自身による健康状態の確認等を行っていただくようお願いいたします。

併せて、無症状患者(無症状病原体保有者)の療養解除基準についても、検体採取日から「7日間」を経過した場合には療養解除を可能といたします。濃厚接触者と同様、10日間を経過するまでは、検温などご自身による健康状態の確認等を行っていただくようお願いいたします。

なお、令和4年1月28日の改正による濃厚接触者の待機期間の見直し(10日間から7日への短縮等)や無症状患者(無症状病原体保有者)の療養基準の見直しについては、令和4年1月28日より適用となり、同日時点で濃厚接触者である者や療養中である無症状患者(無症状病原体保有者)にも適用いたします。

令和4年1月5日(令和4年1月28日一部改正)

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡

「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」

より一部抜粋「4. 参考資料・サイト」7)

### ■医療従事者の外出自粛要請期間中の勤務

医療従事者においては、家庭内感染等により濃厚接触者となった際の外出自粛要請期間中でも、一定の条件を満たせば医療に従事することは不要不急の外出に当たらないとして勤務を可能とする通知が出ています。「4. 参考資料・サイト」8)

## 2. 自宅療養者(宿泊療養者含む)の訪問看護師による支援

### 1) 支援の方法

#### ■自治体との委託契約による自宅療養者の健康観察

オミクロン株の感染拡大の渦中で、自宅療養者および宿泊療養者の数が激増しています。保健所が対応しきれず、医師会等が中心となり医療機関が自宅療養者および宿泊療養者の健康観察支援を担っている自治体もあります。訪問看護ステーションにおいても、保健所から委託を受けることで、自宅療養者および宿泊療養者の健康観察を担うことが期待されています。「4. 参考資料・サイト」9)

#### ■主治医の指示書による訪問看護

- 新型コロナウイルス感染症患者の主治医から新規に依頼され、訪問看護を開始することになった場合、介護保険の訪問看護対象者であっても、病名が新型コロナウイルス感染症と記載された訪問看護指示書と合わせて特別訪問看護指示書を交付されることにより、医療保険で訪問看護を行います。感染者の隔離期間中の訪問看護の費用は公費負担医療が適用されるので、本人負担はありません。なお、隔離期間終了後も必要に応じて、継続して訪問看護を実施した場合は保険適用となり、本人負担(1割～3割)が発生します。
- すでに医療保険又は介護保険の訪問看護利用者である場合は訪問看護指示書が交付されており、さらに特別訪問看護指示書が交付されると、介護保険利用者でも医療保険の訪問看護利用になり、公費負担医療が適用されます。

### 2) 「新版新型コロナウイルス感染症自宅療養者への訪問看護師による対応マニュアル(2022年1月29日発行)」のご活用

本財団のホームページに掲載してきた「新型コロナウイルス感染症 訪問看護師による自宅療養者への対応マニュアル第2版」(最終更新日は2021年9月5日)を基本として内容を充実させ、さらに2022年1月現在の新型コロナウイルス感染症対応に関する関連情報と、自宅療養者の家族に妊婦がいる場合の健康観察の留意点などを追加して新版を作成しました。ご活用ください。「4. 参考資料・サイト」10)

☆ダウンロード URL ☆

[https://www.jvnf.or.jp/corona\\_manual/new\\_220129.pdf](https://www.jvnf.or.jp/corona_manual/new_220129.pdf)

#### ■関連団体の参考資料に関する情報

訪問看護師は、医師の指示を受けて、酸素療法の管理や点滴など服薬を支援します。

知っておきたい診療プロトコルについては、「一般社団法人日本在宅ケアアライアンス 新型コロナウイルス感染症の自宅療養者に対する医療提供プロトコル(第6版)別添自宅療養者のための診療プロトコル(2022年1月28日)」をご参照ください。詳細は日本在宅ケアアライアンスのホームページをご覧ください。「4. 参考資料・サイト」11)

また、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)診療の手引き・第6.2版が公表されています。詳細は厚生労働省のホームページをご覧ください。「4. 参考資料・サイト」12)

### 3) 医療保険・介護保険による訪問看護制度の活用のまとめ

前述の「■主治医の指示書による訪問看護」でお伝えした、新型コロナウイルス感染症に関連する訪問看護制度についての臨時的対応の情報をまとめました。制度を活用してこの第6波に立ち向かいましょう。

なお、医療保険のこれまでの新型コロナウイルス感染症に関する臨時的対応については、令和4年度診療報酬改定を機に、全て終了し見直される予定です。

図表

| 新型コロナウイルス感染症に伴う訪問看護関連報酬の特例措置(2022年1月28日現在) |   |   |
|--|---|---|
|  | 医療保険(健康保険法等)の訪問看護   | 介護保険の(介護予防)訪問看護   |
| 臨時的取扱                                      | ・訪問看護の開始に重要事項等の説明は電話等で行い文書は後日郵送等により対応可  | ・一時的対応としての人員基準欠員の柔軟な対応<br>・各種会議の開催・参加等の柔軟な対応等   |
| 報酬算定関連                                     | ①感染症(疑い含む)利用者へ、主治医から感染予防の必要性について指示を受けた場合:<br>月1回の <b>特別管理加算(2,500円)</b> を別途算定可<br>②利用者等からの要望等で、主治医の指示を受け、電話等で病状確認や指導を行った場合:<br><b>訪問看護管理療養費(3,000円)</b> を算定可、ただし、月1回以上訪問看護を提供していること<br>※利用者等には感染症患者を含む<br>③主治医の指示に基づき自宅・宿泊療養者への訪問看護:<br>1日につき1回 <b>長時間訪問看護加算(5,200円)</b> を算定可<br>主治医の指示に基づき <b>緊急に訪問看護</b> を実施した場合は前述報酬の3倍 <b>(15,600円)</b> を1日につき算定可<br>※訪問看護の時間が長時間かどうかを問わず算定できる<br>④自宅・宿泊療養者に特別訪問看護指示書交付を明文化<br>⑤自宅・宿泊療養者に <b>特別訪問看護指示書2回/月交付</b> が可<br>⑥ <b>診療所又は在宅療養支援病院の保険医以外の主治医の指示</b> で緊急に自宅・宿泊療養者へ訪問看護した場合:<br><b>緊急訪問看護加算(2,650円)</b> を算定可 | ① <b>20分未満の訪問看護</b> の算定要件を緩和し、訪問看護計画に位置付けられた内容のうち必要な最低限の看護の提供で算定できる<br>②利用者から訪問を控えるように要請がある場合、主治医への報告と指示を確認の上、電話等による病状確認を行って <b>週1回に限り20分未満の訪問看護費(313単位又は(介護予防:302単位))</b> を算定可、ただし、月1回以上訪問看護を提供していること<br>③要介護高齢者等の自宅(宿泊含む)療養感染者に特別訪問看護指示書交付を明文化<br>④自宅・宿泊療養者に特別訪問看護指示書2回/月交付が可 |

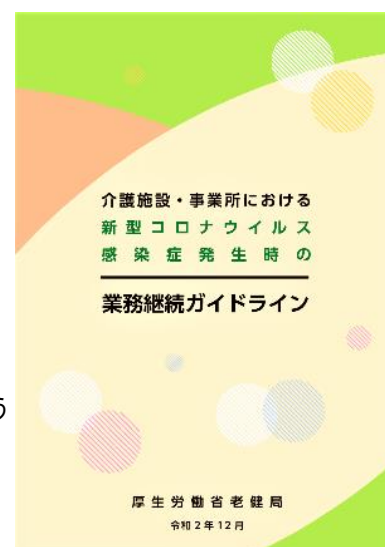
## 3. 訪問看護ステーションとして今していること・すべきことをBCPに盛り込もう!

### 1) 業務継続計画(BCP)の策定

訪問看護ステーションは利用者や地域住民の健康を守り、支える役割があります。利用者や職員に感染者が出ても、役割を遂行し続けることができるよう、業務継続計画を立てておくことが肝心です。

令和3年度介護報酬改定による基準省令の改正で、訪問看護ステーションのBCP策定が義務付けられました(令和6年3月までの過措置)。厚生労働省サイトでは、BCP策定のためのガイドラインや動画による研修が可能になっていますので参考になります。

地域の関係機関との協働も含め、実際の・具体的なBCPが作成できるように、今の私たちの体験を盛り込みたいものです。



「4. 参考資料・サイト」5)

## 2) 感染対策の継続

オミクロン株は従来と同様の感染対策が必要です。感染蔓延期の現在、PPE が突如必要になることもあるかと思えます。当財団では「感染防護具支援プロジェクト(2022年3月まで、なくなり次第終了)」を継続しています。ぜひご利用ください。

**GIFT FROM 日本訪問看護財団**

**日本訪問看護財団「感染防護具支援プロジェクト」**

**感染防護具を無料配布**

日本訪問看護財団は、感染防護具を無料配布しています。  
感染の蔓延を防止するために、在宅ケアチームで有効にお使いいただくことを願っています。  
(本事業は、日本財団・メイトライフ生命保険様からのご寄付です)

■お申込み対象は次の事業所です

訪問看護ステーション  訪問介護事業所  居宅介護支援事業所  
 看護多機能型居宅介護事業所  小規模多機能型居宅介護事業所

■次のような状態の職員やそのご家族がいる場合はお申込みいただけます

新型コロナウイルス感染症（疑いを含む）  
 新型コロナウイルス感染症（自宅療養中・密合療養中）  
 感染したため入院治療後、退院患者  
 濃厚接触者（自宅で経過観察中）

新型コロナウイルス感染症の疑いの為使用したい  
 発熱、味覚障害など感染を疑わせる症状がある  
 吸引や人工呼吸器を使用し、エアロゾル感染が考えられる  
 感染拡大地域から家族または介護者が戻ってきて感染が疑われる  
 その他

上記のいずれかが該当する場合、支援の対象に切りますので、すぐにお申込みください。  
お申込みは Web ページにて受け付けています。

■本事業にご寄付いただいた団体様より、申込書には次の条件が求められています。ご注意ください。  
● 無償目的でないこと  
● 職員や関係者の個人情報及び関係団体に関する情報の漏洩を防止すること

**GIFT FROM 日本訪問看護財団**

**日本訪問看護財団「感染防護具支援プロジェクト」**

■感染防護具等支援物資（販売詳細）

在宅ケアチームに送付する物資のイメージ(1週間分セット)

| 品名             | 数量  |
|----------------|-----|
| N95 マスク        | 5   |
| フェイスシールド       | 18  |
| ゴーグルマスク        | 30  |
| 腕掛け手袋          | 100 |
| 靴底消毒剤          | 18  |
| ヘアネット          | 18  |
| 靴の拭き取り剤        | 5   |
| 手指消毒剤          | 1   |
| 日本製マスク         | 1   |
| コンパクト型多機能型/3段階 | 50  |

訪問看護従事者、ホームヘルパー、医師、予備

＜お問合せ先＞  
事務局 | 公益財団法人日本訪問看護財団 感染防護具支援プロジェクト担当  
東京都港区赤坂 5-6-2 日本舞臺ビル5F 5号  
電話番号 | 03-5778-7036 (日) 03-50-16 (夜) 土日祝日を除く  
shen2020@jvnf.or.jp | [https://www.jvnf.or.jp/covid-19\\_project2020.html](https://www.jvnf.or.jp/covid-19_project2020.html)  
協力 | COVID-19 在宅医療・介護現場支援プロジェクト | <https://covid19rc.info/>

### ☆ 感染防護具支援プロジェクト URL ☆

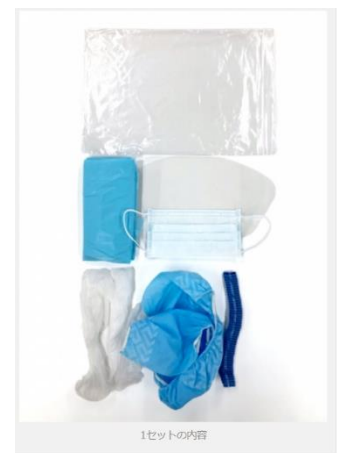
[https://www.jvnf.or.jp/covid-19\\_project2020.html](https://www.jvnf.or.jp/covid-19_project2020.html)

なお、本財団では 1 回 1 回をセットにした感染防護具を販売しております。本財団のホームページの販売からご注文を賜ります。

- コンパクトで持ち運びに便利、ひと袋で医療機関等で求められる安全性の高い水準で感染対策が可能です。
- 防護具が入っているパッケージは大き目の A4 サイズ袋なので防護具を外した後、空になった袋に入れて安全に廃棄することができます。

### 【こんな時にご使用ください】

- ・訪問看護や訪問介護の時に
- ・訪問診療や往診時
- ・外出時に
- ・ご家族の感染時に
- ・火災時や感染蔓延時の備蓄に



### ☆ 感染防護具基本セット(販売)URL ☆

<https://www.jvnf.or.jp/ppeset.html>

基本的には、これまでと同様に、三密回避、人数制限、基本的感染対策(手洗い、手指消毒、不織布マスクをはじめとする適切な PPE の使用、換気等)です。引き続き気を緩めず徹底した感染防止を行いましょう。

## 4. 参考資料・サイト

- 1)厚生労働省サイト「新型コロナウイルス感染症について」  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000165\\_708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000165_708_00001.html)
- 2)厚生労働省サイト「介護事業所等における新型コロナウイルス感染症への対応等について」  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00089.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00089.html)
- 3)厚生労働省サイト「新型コロナウイルスに関する Q&A(医療機関・検査機関の方向け)」  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_qa\\_00004.html#Q5](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00004.html#Q5)
- 4)厚生労働省サイト「啓発資料・リーフレット・動画(ご自由にダウンロードしてご利用下さい)」  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/qa-jichitai-iryookikan-fukushishisetsu.html#h2\\_4](https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/qa-jichitai-iryookikan-fukushishisetsu.html#h2_4)
- 5)厚生労働省サイト「介護施設・事業所における業務継続計画(BCP)作成支援に関する研修」  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/douga\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html)
- 6)令和4年1月21日公表新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード資料「オミクロン株の特徴を踏まえた効果的な対策」  
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000885350.pdf>
- 7)令和4年1月5日(令和4年1月28日一部改正)厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000889667.pdf>
- 8)令和3年8月13日(令和4年1月18日一部改正)厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡「医療従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について」  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000883316.pdf>
- 9)令和4年1月7日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡「感染拡大に備えた新型コロナウイルス感染症に係る保健所の体制強化について」  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000883186.pdf>
- 10)公益財団法人日本訪問看護財団「新版新型コロナウイルス感染症自宅療養者への訪問看護師による対応マニュアル(2022年1月29日発行)」  
[https://www.jvnf.or.jp/corona\\_manual/new\\_220129.pdf](https://www.jvnf.or.jp/corona_manual/new_220129.pdf)
- 11)一般社団法人 日本在宅ケアアライアンス 新型コロナウイルス感染症の自宅療養者に対する医療提供プロトコル(第6版)別添 自宅療養者のための診療プロトコル(2022年1月28日)  
<https://www.jhca.jp/covid19/210518protocol/>
- 12)厚生労働省「新型コロナウイルス感染症 19-COVID 診療の手引き第 6.2 版」(参照 2021 年 1 月 27 日)  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000888608.pdf>

日本訪問看護財団ホームページ <https://www.jvnf.or.jp/>  
日本訪問看護財団「新型コロナウイルス感染症対策のお知らせ」  
<https://www.jvnf.or.jp/blog/info/korona>

